

information

JAI A

第2回定時総会



昨年6月6日の第1回定時総会の会場

昨年4月に新生J A I Aが発足以来、第2回目となる定時総会が下記の通り開催されます。開催案内は、会員各位に5月21日付で通知予定。同送の「出欠通知書」にご記入のうえ、5月30日(木)必着で、メールもしくはFAXにてJ A I A事務局までご返信ください。

期 日／2019年6月4日(火) 16:00～
場 所／ホテルオークラ東京 別館
議 案／①2018年度事業報告・決算報告及び
監査報告承認の件

②その他の件及び報告事項

16:00～17:00 2019年度 JAI A 定時総会
(2階 オーチャードルーム)

17:00～18:30 懇親パーティ
(2階 メイプルルーム)

■総会において議決権を行使できるのは、あらかじめ協会に届けられた会員代表者のみです。会員代表者以外の方が代理でご出席される場合は、開催案内に同送の「委任状」を添付してください。

■ご欠席の場合は、「出席通知書」「委任状」ともにお送りください。



お問い合わせ&送付先

(一社)日本アミューズメント産業協会
代表TEL 03-6272-9030

施設営業事業部(担当:羽田)
AMマシン事業部(担当:浅見)
遊園施設事業部(担当:酒井)

haneda@jaia.jp FAX03-6272-9411
asami@jaia.jp FAX03-3556-5524
sakai@jaia.jp FAX03-3556-5524

2019年定時総会 懇親ゴルフコンペ



日時／2019年6月5日(水)
9:28 OUT・IN同時スタート
会場／ザ・カントリークラブ・ジャパン
〒292-0202
千葉県木更津市茅野七曲905
TEL 0438-53-2111
FAX 0438-53-5100
会費／10,000円
(賞品・懇親パーティ費に充当)
競技／18H、ストロークプレイ
ダブルペリア方式

AQU、JAMMAが残した軌跡をこれからはJ A I Aが、新たな未来に向かい繋いでまいります。

JAIA店舗データベース はじめます

店舗活性推進委員会(畦田在隆委員長)では、昨年より構築を進めていた「JAIA店舗データベース(DB)」を今期より稼働させる。

JAIA統合前のオペレーター団体AOU(一般社団法人全日本アミューズメント施設営業者協会連合会)は、周知の通り、会員が各都道府県協会に加盟するかたちになっており、会員店舗の実態把握も都道府県ごとに行っていた。協会によっては、地域懇談会等に向け店舗リストを作成するケースもあったが、全国レベルでまとめたリストはない。

こうしたことを背景として、JAIAとしての再スタートを機に、店舗活性推進委員会ではJAIA加盟店舗のデータベースシステムの構築に着手。昨年11月に鹿児島で開催された施設営業事業部第1回情報交換会の席上、畦田委員長が同システムの概要説明を行うとともに、会員各位に店舗情報の登録への協力を呼びかけていた。

畦田委員長は、「これまで業界全体として持つ資料といえば、機械台数調査や実態調査による機械登録台数、売上高などのみ。そのため、例えば『天下第一音ゲ祭』の楽曲配信に際しても、年度ごとに申込をお願いしている状況だった。今後、データベースシステムの構築により、楽曲配信する場合は申込み不要で自動的に行うことができるし、継続的に様々な活用ができる」と語る。



▲店舗活性推進委員会の畦田在隆委員長。昨年11月、鹿児島で開催された情報交換会で、「JAIA店舗データベース」に関しプロジェクターを用いて説明。店舗情報の登録をお願いした。

JAIA店舗DBで実現する諸々

特定のコンテンツの配信

会員メーカーとの連携を行い、「JAIA店舗DB」登録店舗に向け、特定のコンテンツを配信。会員企業店舗のみが享受できる運営上のメリットを提供していく。

店舗所在地を地図で公開

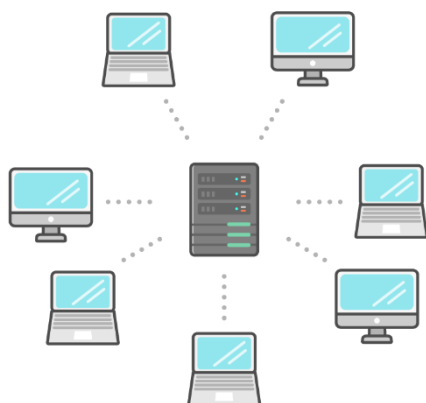
JAIAホームページで店舗所在地を地図上で公開。楽曲配信されている店舗などをエンドユーザーにアピール。また、所轄官庁などにも加盟店と非加盟店とが明らかに判別できるようにする。

運営ツールなどの無償提供

店舗活性推進委員会内で作成する運営ツール(POP など)を登録店舗に無償で提供していく。

AOU、JAMMAの長年の活動で条例改正(保護者同伴時の年少者立入時間の規制緩和)が実現したが、一方で、JAIA非加盟の新規の業種が風適法をないがしろにした運営をするケースが散見。オンラインクレーンが風適法の対象外との見解が出たことで、非加盟企業運営のオンラインクレーンショップでは高額景品が堂々と使われ、「鑑定団」の看板を掲げた古物商店舗では、クレーンゲームを設置し、ゲームによる換金行為に近い運営を堂々としている店舗もある。これからは風適法では取り締まれないグレーゾーンの店舗が増えることが予想され、そうした店舗とJAIAの加盟店の営業が混同されることを避けるためにも、健全営業を推進する店舗が混同されることを避けるためにも、健全営業を推進するJAIA加盟店舗を地図上で判別できるようにする。

データベース (英:Database, DB)とは…



データベースとは、ある特定の条件に当てはまる「データ」を複数集めて、後で使いやすい形に整理した情報のかたまり。狭義には、データベース管理システム(Database Management System, DBMS)、またはそのシステム上で扱うデータ群のことをいう。

簡単にいうと「一定の形式で整理されたデータの集まり」。厳密には「複数で共有、利用すること」と「検索、加工すること」を目的に整理されたデータの集まりを指す。

ちなみに、データベースはコンピュータの分野だけで使われる用語ではなく、「タウンページ」や辞書なども立派なデータベースである(メモ帳は、「複数で共有、利用されること」「検索、加工すること」の条件が満たされないためデータベースとは呼べない)。

データベースを使ってデータを管理するメリットには、①複数のデータをまとめて管理できる、②目的のデータを簡単に探すことができる、③簡単に編集して使うことができる、があげられる。

JAIA店舗データベース

はじめます

今夏、始動

会員の皆様には、JAIAプレス掲載後、各ご担当者にJAIA加盟企業法人の「ID」と「パスワード」をお送りします。

登録に際しては、まず、JAIAホームページ上の店舗DB専用ページにログイン。その画面から法人アカウント（「ID」「パスワード」）を入力して登録画面に入ります。

登録していただくデータは右記の項目で、各社のホームページに掲載されている店舗情報に近いものとなっています。健全営業を推進するJAIAの加盟店舗リストの作成、関係諸官庁との連携を図るべく把握したい情報ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

まずは登録からお願いします

店舗情報新規登録

※ は、入力必須項目

法人名 ※

店舗名 ※

風営対象可否フラグ ※ ☒ 対象 ☐ 対象外

AOUステッカーNo ※

郵便番号 ※ -

都道府県 ※

市区町村番地 ※

建物名

電話番号 ※ - -

FAX番号 - -

店舗事業継続状況 ※ ☒ 継続中 ☐ 停止

店舗位置（緯度） ※

店舗位置（経度） ※

[住所からGoogleMapを表示](#)

地図上で右クリックし、「この場所について」を選択すると緯度経度が表示されます。

※は入力必須項目

No	項目名
1	法人名※
2	店舗名※
3	風営対象可否フラグ※
4	会員ステッカーNo※
5	郵便番号※
6	都道府県※
7	市区町村番地※
8	建物名
9	電話番号※
10	FAX番号
11	店舗事業継続状況※
12	店舗位置（緯度）※
13	店舗位置（経度）※
14	店舗属性※
15	面積※
16	店舗責任者名※
17	店舗責任者名（フリガナ）※
18	店舗内青少年指導員数※
19	連絡先メールアドレス
20	URL
21	総設置台数※
22	JAIAプレス配信有無※
23	営業日※
24	営業開始時間※
25	営業終了時間※

店舗検索

法人名

都道府県

風営対象可否フラグ ☒ 指定なし ☐ 対象 ☐ 対象外

JAIAプレス配信有無 ☒ 指定なし ☐ 有 ☐ 無

営業日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日

店舗名 ※中間一致

店舗属性

店舗事業継続状況 ☒ 指定なし ☐ 継続中 ☐ 停止

店舗責任者 ※中間一致

[検索](#)

広報紙『JAIApress』発行をメールでお知らせします



JAIAプレス編集部では、JAIA会員に【JAIA通信】として『月刊JAIAプレス』発行のご案内を行います。アドレスをご連絡ください。

ご登録＆お問い合わせは……fukawa@jaia.jp TEL03-6272-9401 FAX03-6272-9411

遊園施設事業部

第120回技術委員会 (近畿ブロック昇降機等検査協議会・第83回技術委員会)

日時／2019年5月9日(木) 15時～17時

場所／近畿ブロック昇降機等検査協議会 会議室

出席／7名+事務局

1. 「遊園施設の維持保全計画に関する指針及び運行管理規程検討WG」について

(一財)日本建築設備・昇降機センターにて開催された第2回(3月18日)、第3回(4月12日)の同検討WGの内容について事務局が説明。「維持保全計画書」及び「運行管理規程」に定めるべき事項について等の検討を行った。

2. 2019年度遊園施設安全管理講習会の開催について

2019年12月5日(木)に大阪府中央区「北浜フォーラム」において開催予定の安全管理講習会に関し、講習科目、講師等、詳細な内容を検討。

3. 最近の記事から

事務局がまとめた遊園地に関連する報道記事について確認。



4. その他

◎次回委員会について(7月26日開催予定)

◎国土交通省の人事異動について

商業施設・アミューズメント施設視察会開催のお知らせ



「JAIA施設視察会」が以下の通り開催されます。

JAIA会員各位が知見を広め、親しく懇親いただく絶好の機会。お誘いあわせのうえ、是非ご参加下さい。



お問合せ／(一社)日本アミューズメント産業協会

片岡 E-mail:kataoka@jaia.jp

03-3556-5522

羽田 E-mail:haneda@jaia.jp

03-6272-9401

<日程>2019年7月4日(木)～5日(金)

一日目/AM施設、商業施設、志摩スペイン村視察

二日目/情報交換会

<集合>7月4日 10:30「JR名古屋駅 銀の時計」

<参加費>30,000円

(一泊夕朝食、現地観光バス含む、税込)

(個室ご希望の場合、追加17,000円)

(懇親会後に二次会を予定。別途8,000円)

※視察会参加費、個室追加代金、二次会参加費用及び情報交換会参加費用は、事前振込とさせていただきます。6月25日(火)までに指定口座にお振り込みください。

<宿泊先>「鳥羽シーサイドホテル」

〒517-0021

三重県鳥羽市安楽島町1084

TEL0599-25-5151 FAX0599-25-6552

<お申込>6月21日(金)締切(定員45名まで先着順)

【スケジュール】

一日目/①「津南イオンモール」視察(広報担当者によるSCの再生についての講演後、「パロ」「モーリーファンタジー」視察の予定)

②「志摩スペイン村」視察(広報担当者による営業施策、展望等の講演の後、自由視察)

③SC施設事業部会

二日目/情報交換会

※参加されない方は、朝食後、宿で解散

(近鉄特急「鳥羽」駅→「名古屋」駅 約90分)

【情報交換会】

「伊勢カントリークラブ」(OUT・IN同時9:10スタート)

〒519-0401 三重県度会郡玉城町世古1362

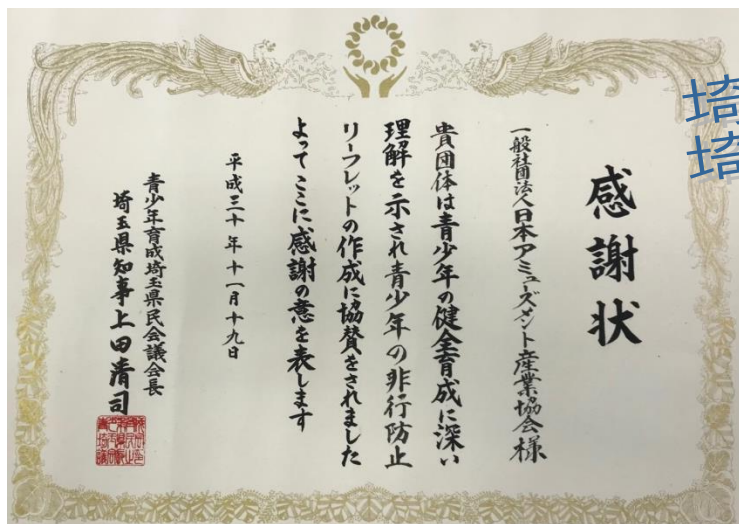
TEL0596-58-4141

※会費25,000円(プレー代、昼食・パーティ、交通費含む)

※ホテルから7:30にコースに向けバス出発

※終了後17:00にバスで「名古屋」駅(19:00頃着予定)

埼玉県本部、埼玉県知事より感謝状



「青少年の健全育成に深い理解を示された」として、2018年11月19日、JAIA施設営業事業部・埼玉県本部（泉谷享本部長）に上田清司青少年育成埼玉県民会議会長（埼玉県知事）より感謝状が贈呈された。

青少年育成埼玉県民会議では、毎年「埼玉県非行防止リーフレット」を作成し県内の中高生に配布して啓発を行っているが、埼玉県本部ではそれに賛同するかたちで、同リーフレット作成のための寄付を行っており、それに対し感謝の意が表されたもの。ちなみに、この協賛は今回で連続11回目となる。



埼玉県本部が参加

守ろう！青少年・若年者の性的被害防止キャンペーン

JAIA施設営業事業部・埼玉県本部（泉谷享本部長）では、2019年4月15日、社会貢献活動の一環として、JR大宮駅東口及び西口パトロール合同キャンペーンに参加した（埼玉県本部スタッフ5名）。

同キャンペーンは埼玉県県民生活部青少年課主催による「守ろう！青少年・若年者の性的被害防止キャンペーン」。埼玉県では、いわゆる「JKビジネス」や「自画撮り」などの性的被害から青少年を守るため青少年健全育成条例を改正し規制を強化しており（「JKビジネスの規制」「青少年に対する淫らな性行為等の罰則強化」は2019年4月1日施行、「自画撮りの規制」は2018年12月1日施行）、そうした条例改正に関するパンフレット等の配布を行った。

なお、当日は埼玉出身のご当地アイドルも参加したため注目度は高く、用意されたパンフレットも多くの観衆の参集で早々になくなった。

**STOP！JKビジネス
NO！自画撮り**

埼玉県では、いわゆる「JKビジネス」や「自画撮り」などの性的被害から青少年を守るため、青少年健全育成条例を改正し、規制を強化します。

1 JKビジネスの規制
18歳未満の青少年を「JKビジネス」で働かせることや勧誘することを禁止
（平成31年4月1日施行）

2 自画撮りの規制
18歳未満の青少年に対し不当な方法で裸などの画像を要求することを禁止
（平成30年12月1日施行）

3 青少年に対する淫らな性行為等の罰則強化
「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」から
「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に強化
（平成31年4月1日施行）

埼玉県・埼玉県警察本部

▲「埼玉県青少年健全育成条例改正のお知らせ」のパンフレット

「フードバンクこども支援プロジェクト」に賛同

JAIA施設営業事業部・山梨県本部（日達健本部長）では、2019年1月10日、社会貢献活動の一環として、認定NPO法人フードバンク山梨への寄付を行った。

フードバンク山梨は、貧困世帯の子どもが置かれた状況調査の結果などから2015年夏、日本初となる「フードバンクこども支援プロジェクト」を立ち上げ、学校給食のない長期休暇に食品を届け、冬には食品とクリスマスプレゼントを贈る活動をスタートさせた。ちなみに、プロジェクト実施の際、「夏休みに学校に来て『先生なに食べるものある？』という生徒がいる。プロジェクトの仲間に入れて欲しい」との希望があり、初めて学校と連携した食料支援が開始されたという。

山梨県の日達本部長は、こうした話を耳にして「フードバンクこども支援プロジェクト」に賛同すべく県内の加盟店舗を回り募金箱を設置。以降、夏と冬の年に2回、定期的にフードバンク山梨への寄付活動を行っている。

山梨県本部



日達健 本部長

【認定NPO法人フードバンク】

2008年設立。市民や企業より提供されたまだ十分に食べられるもったいない食品を福祉施設にお渡しする「フードバンク活動」からスタート。2010年には行政機関に相談に訪れた食にお困りの方に食品を宅配便で送る「食のセーフティネット事業」の取組を開始した。

「フードバンク子ども支援プロジェクト」は、食品を集める「フードライブ」、食品を送る「食料支援」、楽しい思い出づくりをする「フードバンクキッチン」、「学習支援」の4つの取組の総称。

なお、運営資金は、助成金や行政からの補助金があるものの、寄付の割合が大きいのが現状。

2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用に関する要請について

内閣官房内閣審議官／文部科学省高等教育局長／厚生労働省人材開発統括官／経済産業省経済産業政策局長

2020 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動についての要請事項を以下の通りとりまとめましたので、周知徹底をお願い申し上げます。

2020 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要望事項

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のため、2020 年度(2021年3月)に卒業・修了予定の学生(以下「新卒学生」という)を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体に広く要請する事項及びこのことに関する留意点等は、以下のとおりです。

1. 就職・採用活動の日程

学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるよう、就職・採用活動の日程については、次のとおりとしていただくようお願いいたします。

- ◎ 広報活動開始 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ◎ 採用選考活動開始 卒業・修了年度の6月1日以降
- ◎ 正式な内定日 卒業・修了年度の10月1日以降

広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報等を学生に対して広く発信していく活動を指します。その開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とします。上記の開始期日より前における活動は不特定多数に向けたものととどめ、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した広報活動は行わないようお願いいたします。

また、広報活動の実施に当たっては、それが実質的な選考とならない、またそうした誤解を与えることのないよう留意していただき、学生が自主的に参加するかどうかを判断できるものであること、その後の採用選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知していただくようお願いいたします。

採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指します。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して学生を拘束して行う面接や試験などの活動を指します。

2. 学事日程等への配慮

採用選考活動は、広報活動とは異なり、日程や場所等の決定に関して学生に裁量を与えられているものではないため、学事日程等に十分に配慮していただき、また、大学等の所在地による不利が生じないよう対応していただくようお願いいたします。

例えば、面接や試験の実施に際して、対象となる学生に対して事前に余裕をもって連絡を行うことや、授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないよう設定すること、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用などを含めた工夫を行うこと等が考えられます。また、学生から個別に申し出がある場合、それらの事情に十分配慮しながら対応していただくようお願いいたします。

特に、2020年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されているため、面接や試験の実施に際して、地方の学生が宿泊施設を手配する際に困難を伴うことや、面接や試験の予定日が学生ボランティアの研修日程等と重複すること等の事態も想定されます。このため、採用選考活動の実施に当たっては、こうした学生個々の事情に十分配慮していただくようお願いいたします。

3. 日本人海外留学生や外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供

留学すると就職活動で不利になるとの認識が学生に生じることのないよう、日本人海外留学生向けの取組(例えば、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなど)を、各企業の必要に応じて行っていただくようお願いいたします。また、そうした取組を行っている企業は、自社の採用ホームページ等で積

極的に周知していただくようお願いいたします。

また、日本での就職を希望する外国人留学生についても、就職活動で不利になるとの認識が学生に生じることのないよう、外国人留学生向けの取組(例えば、業種や職種等によって求められる日本語能力が様々であること等も踏まえて多様かつ柔軟な採用選考を行うなど)を、各企業の必要に応じて行っていただくようお願いいたします。また、そうした取組を行っている企業は、自社の採用ホームページ等で積極的に周知していただくようお願いいたします。

さらに、日本人海外留学生や外国人留学生に限らず、何らかの理由により一括採用の採用選考時期に就職活動を行わなかった学生に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入をはじめとした様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討していただくようお願いいたします。

4. 公平・公正で透明な採用の徹底

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、若者雇用促進法、障害者雇用促進法等を踏まえ、公平・公正で透明な採用選考活動を行っていただくようお願いいたします。また、採用選考においてハラスメントや学生の職業選択の自由を妨げる行為(正式な内定前に他社への就職活動の終了を迫ったり、誓約書等を要求したりする行為等)を行わないよう徹底していただくようお願いいたします。

5. インターンシップの取扱い

インターンシップは、学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う場であり、大学等の教育の一環として位置づけられるものです。この趣旨を踏まえ、インターンシップの実施に当たっては、募集対象を学士課程3年次及び修士課程1年次の学生に限定せず、また、広報活動や採用選考活動とは一切関係ないことを明確にして行っていただくようお願いいたします。

また、上記の広報活動及び採用選考活動の開始日より前において、インターンシップと称した広報活動及び採用選考活動そのものを行うなど、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせることのないようにしていただくようお願いいたします。特に、いわゆる「フンデーインターンシップ」など短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されることから、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようにしていただくようお願いいたします。

6. 成績証明等の一層の活用

採用選考活動に当たっては、大学等における成績証明等を取引して一層活用すること(例えば、面接時にそれらに基づいた質問を行うなど)等により、学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価していただくようお願いいたします。

7. クールビズ等への配慮

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たることから、学生のクールビズ等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生に対して周知していただくようお願いいたします。

8. 卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱い

意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、若者雇用促進法に基づく指針の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則って、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少なくとも3年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

以上

健全化を阻害する機械基準

平成3年5月13日制定 平成8年7月31日改正 平成11年7月14日改正 平成14年10月24日改正 平成30年12月17日改正
(一社)日本アミューズメント産業協会

1. 目的

「健全化を阻害する機械基準」(以下、機械基準という。)は、(一社)日本アミューズメント産業協会(以下、協会という。)が健全で秩序あるアミューズメントマシン産業の確立のため、公序良俗に反する機械を排除する諸対策推進の運用に活用し、もってアミューズメントマシン産業の振興に資することを目的とする。

2. 適用範囲

この機械基準は、業務用アミューズメントマシンのうち、次に規定する機種に適用し、協会会員は、健全化を阻害する機械を日本国内向けに製造、販売及びオペレーションをしてはならない。

2.1 テレビゲーム機

ビデオ画面を使用し、硬貨の投入または電子決済等により業務用としてオペレーションされるもの。

2.2 メダルゲーム機

メダルイン・メダルアウト方式により業務用としてオペレーションされるもの。

3. 定義

この機械基準で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

3.1 業務用アミューズメントマシン

主として「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の第2条第1項第5号に該当する営業で使用される遊技設備。

3.2 健全化を阻害する機械

4. に規定する各機種ごとに掲げられた各条件のいずれか一つ以上に該当するもの及び協会が公序良俗に反する機械と認めたもの。

3.3 4号転用メダルゲーム機

主として「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の第2条第1項第4号に該当する営業で使用または使用することを前提に製造された遊技設備(パチンコ機及びパチスロ機等)を適正に改造したメダルゲーム機。

4. 機種ごとの条件

4.1 テレビゲーム機

(1)表現の条件 公序良俗に反する内容を表現するもの、並びに卑猥、極度の暴力的、及び極度の残虐的な内容を表現するもの。

備考:公序良俗に反する内容を表現するもの、並びに卑猥、極度の暴力的及び極度の残虐的な内容の判定は、別に定める「倫理審査判定基準」に基づき協会が行う。

(2)その他の条件 公序良俗に反する機械に容易に改造できる恐れのあるもの。

(附 則)

1. この機械基準の目的達成のため、運用規程を別途定める。
2. この機械基準は、平成11年10月1日から施行する。(平成11年7月14日)
3. この機械基準は、平成14年12月1日から施行する。(平成14年10月24日)
4. この機械基準は、平成31年1月15日から施行する。(平成30年12月17日)

4.2 メダルゲーム機

(1)機能・構造の条件

①大人用及び4号転用メダルゲーム機

- i メダルを使用できないもの。ただし、実メダルの代用として、電子化されたメダルを使用するものを除く。
- ii プレイヤーが任意に、かつ随意にメダルを投入・払い出しできないもの。ただし、通信による転送でメダルの投入・払い出しを行うものを除く。
- iii クレジットがスイッチ等の操作により加算され、その枚数がメーター等に記憶される構造のもの。
- iv 紙幣などを挿入できる構造のもの。ただし、構造がメダル貸出機として独立した機能を持ち、機械本体と通信をしていない台間メダル貸出機は除く。
- v 硬貨の投入または電子決済等により、メダルが直接クレジットされて遊戯できるもの。
- vi 4号転用メダルゲーム機については、5号営業への転用にあって、払い出し率の改善および外観の変更等、適切な改造が施されていないもの。

②子供用メダルゲーム機

- i メダルを使用しないもの。
- ii メダル払出装置がないもの。
- iii 入賞したメダルが払い出しされないで、クレジットされるもの。ただし、プレイヤーが任意に、かつ随時に払出しすることが出来る払い出しスイッチ(押しボタン)を備えているものを除く。
- iv クレジットがスイッチ等の操作によりリセットされ、その当り枚数がメーター等に記憶される構造のもの。
- v 遊戯における最高配当枚数が99枚を超えるもの。(倍率99倍ではなく、1回の遊戯における複数クレジット・メダル掛けの場合でも1回の遊戯の配当枚数が99枚を超えるもの。)
- vi 3ウェイ等の構造によるもので硬貨を挿入した場合に直接クレジットされるものは、一度に投入される金額が100円を超えるもの。
- vii 紙幣及び500円硬貨等を挿入できる構造のもの。

(2)その他の条件 4.2.の(1)の各条件に規定する機械及び公序良俗に反する機械にディップ・スイッチまたはロム交換等により容易に改造できるおそれのあるもの。

遊園施設事業部

2019年度 遊戯施設安全管理講習会のご案内

最近の遊戯施設は、利用者の要求とともに多種多様となり、運動形態も多様化・高度化が進み、それに伴い大型化する機種も増えてきております。

これらの遊戯施設に対する安全確保には、遊戯施設を維持・管理する人々の日常の努力や確実な操作による運転などに負う部分が大切であることはいうまでもありません。

今回は、今秋に公布予定の遊戯施設の維持保全に関する告示を含めた内容で講習を行います。

主 催 / 一般社団法人日本アミューズメント産業協会

後援(予定) / 国土交通省、大阪府

協賛(予定) / (一財)日本建築設備・昇降機センター、西日本遊園地協会、東日本遊園地協会、日本ウォータースライド安全協会、(一社)近畿ブロック昇降機等検査協議会

受講対象者 / 遊戯施設の運行管理者、運転者及び技術者などのすべての関係者

開催期日 / 2019年(令和元年)11月29日(金曜)

開催場所 / 北浜フォーラム会議室(大阪府中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル)

定 員 / 120名

受 講 料 / (一社)日本アミューズメント産業協会会員……………6,000円
建築行政担当、東日本遊園地協会、西日本遊園地協会、日本ウォータースライド安全協会会員及び定期検査報告書提出会社……………9,000円
上記以外の方……………13,000円

<お問合せ>

遊園施設事業部(酒井)
TEL03-6272-9071
FAX03-3556-5524

アミューズメント施設における景品提供のガイドライン

1. 目的

アミューズメントマシンにより提供される景品についてその種類、内容および営業方法を規定することにより、公正な競争秩序を確立するとともに、景品提供営業さらにはアミューズメント業界の将来に向けた健全な発展に資することを目的とする。

2. 定義

本ガイドラインで規定する景品とは風俗営業適正化法第2条第1項第5号で規定されるゲームセンター等における営業において使用される「遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供する遊技設備」で提供される物品をいう。

3. 景品の内容

①景品の価額

景品1個の価格は、風俗営業適正化法解釈基準で定められた価格を超えてはならない。

市販価格とは、景品専用に開発された商品を除き、一般市場における価格とする。

なお、景品専用に開発された商品であっても1個あたりの価格は風俗営業適正化法解釈基準で定められた価格を超えてはならない。

②景品の種類

善良な風俗の保持、清浄な風俗環境の保持および青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する観点から、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らし適合すると認められる景品に限る。また、食品衛生法の遵守および他者の知的財産権を侵害することがないようすべきである。以上の点を踏まえ、次に掲げる物品等をゲームセンター等に設置されるアミューズメントマシンにおいて提供される景品として製造・販売・流通してはならない。

- i たばこ、喫煙器具類およびこれらをモチーフにした商品
- ii 酒類、および酒をモチーフにした商品
- iii 医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を目的とする有機溶剤や成分を含有する物品類

- iv 青少年の健全な育成や公序良俗を阻害する内容が印刷または記録された各種メディア(図書、写真、フィルム、ビデオテープ、CD-ROM・DVDなどの記録メディア類)
- v 性的な行為の用に供する物品および性器を模した物品類
- vi ショーツ、ブラジャー等の下着類
- vii 金券類および類似品
- viii 食品衛生法に抵触する材料を使用した物品類
- ix 偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他者の知的財産権を侵害している物品等
- x 心身に危害を与える恐れのある物品等(レーザーポインター、刃物類)
- xi 動物愛護の精神に反する生物

4. 景品提供の方法

- ①1回の遊技結果に提供する景品は、複数個提供する場合にも上限は800円を超えてはならない。
- ②景品は、あらかじめ表示されている景品と同一の景品でなければならない。
- ③景品と異なる高額なものをデモンストレーションとして展示してはならない。
- ④カプセル内に品名や記号を記したチケットなどを入れ、これを景品と交換してはならない。
- ⑤提供した景品をもって他の景品と交換してはならない。
- ⑥景品が手渡しで提供される仕組みの遊技の場合においても、本要領の定めるところにより、景品の取り扱いを行わなければならない。
- ⑦風営適正化法に定めるいわゆる4号営業に用いられるパチンコ機、パチスロ機に類する遊技機、メダルゲーム、ビデオゲーム、フリッパーゲーム機等の遊技機を用いる遊技においては、景品を提供してはならない。

5. 附則

このガイドラインは、平成26年4月1日から適用する。

- メダルゲームゾーンも禁煙にしてもいいのでは(神奈川・58歳・♂)
- 親がゆっくり休める場所があればいいと思う(子どもの様子を見られて)。定額で遊べるシステムがあればお金を使い過ぎなくていいです。(大阪・43歳・♂)
- 働いている皆さんが細部に行き届いた仕事をなさっていて、遊んでいても気持ち良いです。ただ、喫煙室のたばこが…。狭いところで隣人の煙が息苦しく不快を感じます。(東京・60歳・♀)
- 良い点→イベントが多いので飽きないこと。景品が多いこと。悪い点→音楽ゲームで上手な人が多すぎて、一般の人がやりにくい。(東京・18歳・♀)
- 主にカードゲームをプレイしています。たまに反応の悪い台があったり、朝から夜まで動いていない台があるので、メンテナンスに力を入れてもらえるとうれしいです。(東京・29歳・♂)
- 音楽ゲームにおいて待ち場所がわかりにくいので、配置はその点を考えてほしい。(神奈川・19歳・♂)
- ①音楽ゲームコーナーが常に暑いのが気になります。②待機用のイスがもう少し増えるとうれしいです。(東京・32歳・♂)

子ザーの声



- メダルゲームコーナー以外は禁煙だったと思いますが、フロア全体がタバコ臭い気がするのでは何か対策してくれるとうれしいです。(神奈川・31歳・♀)
- トイレを明るい感じにしてほしい。男子の方のトイレが汚い。それから、コインロッカーをもう1列増やせませんか?(神奈川・24歳・♀)
- 子どもは初めてゲームをしたのでコウフンしていました。親としては、音がうるさくてちょっとつかれました。全体としてはキレイで良かったと思います。(埼玉・38歳・♀)
- 子どもと遊べるゲームが増えるといいな! 通路が広いのは、とても良いです。(埼玉・30歳・♀)
- クレーンゲームの景品の位置を直す時など、店員によってやってくれる人とやってくれない人がいるのは、おかしい。(埼玉・40歳・♀)
- メダルをとっていく子どもがいるので、店側でもっと注意してほしい。(東京・70歳・♂)
- 休日に子ども(10歳以下)だけでふらふらさせないで欲しい。ゲームを覗いているのか、何か持っていくようにしているのか(メダルや場所取り、景品など)…区別がつかない。(埼玉・31歳・♀)
- あまり来る機会がないが…、小さい子ども連れでも楽しめました。(埼玉・42歳・♀)